

高砂市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市第5次総合計画に基づき、社会における多様な性に関する理解の促進を図りながら、一人一人の生き方や価値観を認め、互いに尊重し合い、全ての人が安心して暮らすことができるまちづくりを実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が戸籍上の性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に尊重し、協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある2者が、子、親等の近親者を家族として尊重し、協力し合う継続的な家族の関係をいう。
- (4) 近親者 直系血族若しくは3親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。

(届出の要件)

第3条 パートナーシップ又はファミリーシップの届出（以下「届出」という。）をすることができる者は、パートナーシップ又はファミリーシップを形成し、かつ、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の少なくとも1人が、市内に住所を有する者又は当該届出の日から3か月以内に市内に転入を予定している者であること。
- (3) 配偶者（婚姻届の提出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、届出に係る相手以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 届出者同士が近親者でないこと。ただし、近親者以外の者から養子縁組により近親者となった場合を除く。
- (5) 18歳未満の子をファミリーシップの対象者として届出をする場合においては、パートナーシップにある者の一方又は双方がその子と生計を同一にしていること。

(届出の方法)

第4条 届出者は、パートナーシップ・ファミリーシップ届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）に署名及び必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、届出書に自ら署名及び必要事項の記入をすることができないと市長が認めるときは、パートナーシップにある者双方の立合いの下で他の者に代筆させることができる。

- (1) パートナーシップ又はファミリーシップとなる者全員の住民票の写し（届出をした日以前3か月以内に発行され、続柄の記載があるものに限る。）
 - (2) 戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書（外国籍を有する者にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書に当該婚姻要件具備証明書の日本語訳を添付したもの）（届出をした日以前3か月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 18歳未満の子をファミリーシップの対象者として届出をする場合においては、その子がパートナーシップにある者の一方の子であり、かつ、パートナーシップにある者の一方又は双方がその子と生計を同一にしていることが確認できる書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により届出書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。
- (1) マイナンバーカード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が認める書類
- 3 届出者が前条第2号に規定する市内に転入を予定している者である場合における当該者及び当該者と同一の世帯に属する者に係る第1項第1号に掲げる書類の提出については、同号の規定にかかわらず、届出をした日から3か月以内に住民票の写し等市内への転入を証明する書類を市長に提出することによってこれに代えるものとする。
- （通称名の使用）

第5条 届出者は、市長が特に理由があると認めるときは、届出において通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であつて、戸籍上の氏名に代わるものとして社会生活上通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合は、前条第1項各号に掲げる書類（同条第3項の規定に該当する場合における同項に規定する住民票の写し等市内への転入を証明する書類を含む。）のほか、通称名を日常的に使用していることが確認できる書類を提出するものとする。
- （証明書等の交付）

第6条 市長は、第4条の規定により届出書を提出した届出者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該届出者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書（様式第2号及び様式第3号。以下「証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により通称名を使用した届出書の提出があつたときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名の両方を証明書等に記載するものとする。
- （証明書等の再交付）

第7条 証明書等の交付を受けた者が当該証明書等を紛失し、汚損し、又は破損したときは、パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等再交付申請書（様式第4号）によ

り市長に証明書等の再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

（届出事項の変更）

第8条 証明書等の交付を受けた者は、届出をした事項に変更があったときは、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ届出事項変更届（様式第5号）に住民票その他の変更の事実が分かる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（証明書等の返還）

第9条 市長は、証明書等の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該者にパートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書等返還届（様式第6号）を提出させるものとする。この場合においては、交付した証明書等を併せて返還させるものとする。

(1) パートナーシップ又はファミリーシップが解消されたとき。

(2) 第3条各号の要件のいずれかに該当しなくなったとき。

(3) 次条の規定により、届出が無効になったとき。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

（無効となる届出）

第10条 次の各号のいずれかに該当する届出は、無効とする。

(1) 届出書の内容に虚偽があったとき。

(2) 証明書等を不正に利用したとき。

（個人情報の取扱い）

第11条 市長は、届出者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び高砂市個人情報の保護に関する条例（令和4年高砂市条例第29号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

（周知啓発）

第12条 市長は、この要綱の趣旨が十分に理解され、及び性的マイノリティが社会活動の中で公平かつ適切に対応されるよう、市民及び事業者への周知啓発に努めるものとする。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。